

光塩学園女子短期大学公的研究費等に係る管理等に関する要項

(目的)

第1条 光塩学園女子短期大学（以下「本学」という。）における教員が外部機関から受け入れる公的研究費及び外部資金（以下「公的研究費」という。）に係る管理執行等に関して適正に運営することを目的とする。

(教育職員の責務)

第2条 公的研究費の取扱いに関する教育職員の研究活動については、光塩学園就業規則第20条及び光塩学園女子短期大学における研究者の行動規範を遵守しなければならない。

(責任体系)

第3条 公的研究費の運営・管理を適切に行うため、次の者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、学長とし、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
最高管理責任者は、統括責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導しなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、事務長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体の実務を総括する責任と権限を持つ。
- (3) 部局責任者は、総務部長とし、公的研究費の運営・管理もついで、責任と権限を持つ。

(環境の整備)

第4条 本学の学長は、不正行為の予防のために教育職員に対し行動規範、倫理等に関する教育及び公的研究費の運営・管理に関する意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公的研究費の取扱)

第5条 本学における公的研究費の取扱いについては、この要項に定めるものの他、光塩学園経理規程に定めるところによる。

- 2 本学の教育職員で公的研究費による学術研究の遂行にあたり自己の良心と信念に従い、常に真摯な態度で臨まなければならない。
- 3 本学の教育職員は公的研究費の使用にあたり、法令、関係規程及び当該研究費を配分する機関が定めた研究の使用に関する規則等を遵守しなければならない。

(流用の禁止)

第6条 公的研究費の使用にあたっては、他の予算を流用、又は当該研究費を他の予算に流用してはならない。

(不正行為防止対策)

第7条 外部研究費の使用にあたっては、適正に処理するとともに不正な取扱いにより、信用を失わせてはならない。

- 2 前項に定める適正な処理がなされず不正があった場合には、本学の不正行為防止対策委員会においてその事実関係を調査させ、事実認定がされた場合には光塩学園就業規則に定める懲戒によりその責を問われることがある。

(発明の帰属)

第8条 公的研究費の使用により研究した成果によって得られた発明に係る事項については、本学の財産に帰属するものとする。

- 2 前項の研究成果は、本学の教育に反映する義務を負うものとする。

(機種選定等)

第9条 公的研究費により購入した機材、機器、及び図書の取扱いについては、光塩学園固定資産及び物品管理規程の定めるところによる。

- 2 前項の公的研究費による機材及び機器の購入に当たっては、本学の機種選定委員会の審議を経なければならない。

(通報相談窓口)

第10条 本学の学長は、公的研究費についての管理に係る不正行為等に関する通報及び情報提供に対応するための相談等の担当窓口を設けるものとする。

- 2 通報相談窓口は、事務室に置き、事務長が業務を担当する。
- 3 事務長は、通報や相談等があった場合は、学長に報告しなければならない。

(内部監査)

第11条 公的研究費の適正な運営・管理のため、定期及び随時に内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、事務室が行い、監査員は学長が任命する。
- 3 内部監査は、通報相談窓口、本学の各組織及び本学園のあらゆる組織と連携を図り実施する。
- 4 内部監査により不正が発覚した場合、監査員は速やかに学長に報告するものとし、学長は第7条第2項に準じて取り扱うものとする。

附則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。